

第1回伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日：平成25年12月7日（土）18：30～20：50

開催場所：伊丹市立中央公民館講義室B

出席委員 榎本委員、酒匂^{さこう}委員、中山委員、有田委員、直^{すぐた}田委員

1. 開 会

2. 議 事

司会： 定刻になりましたので、第1回「伊丹市参画協働推進委員会」を始めます。本日は第1回ですので、会長ご選任まで進行役をつとめます、伊丹市まちづくり推進課長の小野です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数を報告します。本日は5名中5名の委員がご出席ですので、伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立していることをご報告します。

次に本日の資料を確認します。

～資料の確認を行う～

なお、本日の会議につきましては、会議録作成の関係から録音します。ご了承ください。

それでははじめに藤原市長よりあいさつを申し上げます。

市長： 皆さんこんばんは。伊丹市長の藤原 保幸でございます。本日はご参加頂いたお礼と参画・協働に関する私の想いをお伝えしたいと思い、参加させていただきました。

本日は年末のお忙しい時期にも関わらず、また、土曜日の夕方で雨も降っている中、第1回参画協働推進委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。お三方におかれましては経験も踏まれ学識も積まれているということで、伊丹市のために協力くださるということでご参加いただき、本当にありがとうございます。また、公募委員のお二人には、市民代表という形で入っていただきました。現在、伊丹市では、いろいろな政策・

施策を検討する際に、市民の皆さん方の意見を踏まえていこうということで、こういう検討の場に市民の方に入らせていただいています。従来は、公募の形でお願いしていましたが、何年もやっていると、市政に関心を持っていたらということなので非常にありがたいのですが、メンバーが一定の範囲内になってきたなという思いがあります。また、私が、いろいろな場に参加させていただきますと、市政に関心が無いわけではないが、あえて手を挙げてまでは意見を言えないという方もおられまして、広範な市民の皆さんの意見をいただくために、失礼ですが今回、無作為抽出で500人の市民の方にご協力いただけないかお願いをいたしまして、最終的にお二方に承諾いただきました。今後新しい形で市民参画をやっていきたいと考えています。

そもそも、市民の参画・協働というのは最近では一般的に言われていますが、昔から地域のガバナンスには「知らしむべからず由らしむべし」という言葉があり、将軍などに頼ってもらう方がいいというような形でやっていて、その名残が今もまだ残っています。ただ、未来のことを考えた時、そういう形では到底やっていけません。特に市政という一番身近なまちづくりに関しては、市民の皆さんと共に頑張っていかなければ進んでいきません。

私が先の市長選で申し上げたのは、「夢と魅力あふれるまちを市民と共につくる」ということで、選挙のキャッチフレーズにもいたしました。今日、職員の名刺も賑やかだなと思っていただけたかと思いますが、私の名刺も含め、伊丹をPRしていこうというものでございます。市民の皆さんに出来るだけ関心をもち、参画してもらい、共に動いてもらうことが大事なかなと思います。

実は、伊丹市では、10年前からこういうことを言っていて、平成15年には、まちづくり基本条例を作りました。ここでは、もっと皆さんに市民参画に関心を持ってもらおうとやっていました。率直に申し上げて、市民の方にどの程度浸透しているのかということについては、市のPR不足という反省もありますが、条例を作るだけではだめだなと実感しているところです。今後、伊丹においても地方分権・住民自治が大事だと思っています。公務員がやるべきか、市民がやるべきかを市民の方に議論していただくことが大事だと考えています。私の危機感としては、日本の国の形がどうなるのかということと、伊丹のまちもこのままではいかんかなということで、この委員会がスタートしたということで、これからの伊丹のまちが、どうすれば住みやすくなり、愛着を持っていただけになるのかを考えて参りたい。委員の皆さんには、お忙しい中、恐縮ですが、積極的にご意見を言っていただきたいと思います。議論いただいた内容につい

ては、私の方で責任を持って実施すべきところは実施していくということをお約束いたします。

司会： ありがとうございました。続きまして、委嘱状の交付です。委嘱状は1月1日付としています。

市長： 委嘱状 あなたを「伊丹市参画協働推進委員会」の委員として、次のとおり委嘱します。委嘱期間 平成25年11月1日から平成27年10月31日まで 平成25年11月1日 伊丹市長 藤原 保幸。

 ～以下、委員全員に委嘱状を手交～

司会： 次に委員の皆様にご自己紹介をお願いします。

 ～順番にご自己紹介～

市長： 市民のお二人にお願いなのですが、市民の立場で自由に遠慮なくご意見を言っていたきたい。私自身は伊丹の育ちですが、お二人は関東でお過ごしだったとのことで、幸い地域によって考え方の違いがあることをご存知かなと思います。伊丹は良い意味で田舎らしさが残っています。ただ、コミュニティの繋がりがだんだん薄れてきていることは間違いありません。新しく伊丹に入ってこられたということで、どんな風に市民さんとともに伊丹で参画と協働を進めていけるかを考えていきたいので、よろしくをお願いします。参画と協働の問題はきれいごとを言っても仕方ない部分もあります。市民の皆さんがやりたいことにチャレンジしていただくとか、課題解決と一緒に取り組めるような環境整備を行うことが私の仕事かなと思っていますので、よろしくお願いします。委員会に大いに期待しております。

司会： 皆様、ありがとうございました。続いて、事務局より自己紹介をさせていただきます。

 ～順番にご自己紹介～

司会： 続きまして、この委員会の趣旨について、市民自治部長の村上より説明します。

事務局： それでは、私から「伊丹市参画協働推進委員会」の設置の趣旨、目的について、説明します。

 まず、本委員会を設置するに至った経緯を申し上げますと、伊丹市における参画と協働の取り組みは、平成15年に策定された「伊丹市まちづくり基本条例」に始まります。この条例は、市民の皆さんの熟議によってつくられたもので、市民の皆さんが市政に関心を持ち、自らの意思でまちづくりに積極的に参加していただくための基本的な考えや仕組みが盛り込まれています。

 本条例の施行以降、市の計画策定の際に、市民会議の設置、市民委員の

公募、パブリックコメントという形で広く市民の意見を募集するなど、市民の皆さんが市政に参加していただけるような取り組みを行ってきました。この条例は、4年以内に見直すこととなっており、これまで平成19年度と平成23年度の2度にわたり、市民会議の皆さんに見直しの検討をしていただきました。その議論の中で、本市の参画と協働の取り組みについて、常設の組織で検討することが必要との意見があり、この参画協働推進委員会を設置することとなりました。

次に、この委員会で、これから議論いただく内容についてですが、平成24年度に市は「伊丹市協働の指針」を策定しましたので、今後は、この指針を具現化すべく、市民の皆さんと市との協働を実際に推進していくための仕組みを本委員会で検討していただくことになります。特に今年度は、後ほど説明いたします公募型協働事業提案制度の創設に向けての検討をお願いすることとしております。

また、先ほど申し上げました「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しを、平成26、27年度に予定しておりまして、その件についても、委員会にご意見を伺いながら進めたいと考えております。

委員の皆様方には、こうした伊丹市における参画と協働の取り組みを始めとした、多岐にわたる案件を検討、審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会： 続きまして、本委員会の会長を選出していただきます。伊丹市参画協働推進委員会規則第2条の規定に基づき、本委員会の会長及び副会長を委員の互選により決めることになっています。まず、会長の選任ですが、いかがでしょうか。

委員： (なし)

司会： それでは、事務局より推薦させていただいてもよろしいでしょうか。会長を直田春夫委員にお願いしたいと思います。

委員： (異議なし)

司会： それでは、ご異議がないようですので、直田委員よりお願いします。続きまして、副会長の選出ですが、いかがでしょうか。

委員： (なし)

司会： では、会長が学識経験の方からということですので、団体代表の中山光子委員にお願いしたいと思います。

委員： (異議なし)

司会： それでは、ご異議がないようですので、中山委員よりお願いします。続きまして、会長、副会長より一言、お願いします。

会長： 前回「協働の指針」の作成を皆さんとさせてもらいまして、レスポンス(反応)の良い委員会だったなという感想があります。今回も良い結果が

出そうで楽しみです。また、市民代表の方のご意見が大事かと思っておりますので、忌憚なく意見を出していただければと思います。

副会長： 私も実をいうと東京出身で、主人の転勤と一緒にあちこち渡り歩いておりました。震災後にこちらに来た時は、行政がまちをつくっていくものだと思っておりましたので、それまで一市民だった自分がまちを作る側になった時に「なんて面白いんだろう」と思いました。今回の委員会から、そういう方が一人でも二人でも出てきていただいて、伊丹市に関わっていただければと思います。副会長というのは、会長不在時に会長と同じことをしないといけけないので、できれば会長がお元気で2年間お務め下さるようお願いします。

司会： それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。

(市長退席)

(1) 会議の進め方について

会長： それでは、議事次第に沿って進めたいと思います。会議の進行について、事務局より説明願います。

事務局： 会議資料の2ページから5ページに伊丹市まちづくり基本条例を示しています。9月に開催されました市議会定例会におきまして、参画協働推進委員会を設置するため、条例改正を行いました。

4ページ中ほど第13条が、追加した条項です。今回、この規定に基づき、委員の委嘱をさせていただきました。

この委員会の主な規定内容について説明します。

まず、第1項から第6項までは根拠規定、所掌事務、委員構成、任期について規定したものです。第7項から第9項までは臨時委員について規定したものです。

所掌事務にもあるように、来年度には、この条例の見直しを予定しています。今後、この条例の見直しのための市民会議の設置などを予定しており、市民会議の意見を反映するために市民会議の委員の方や、法的見地からのご意見をいただくため法学系の学識経験者の方などを、臨時委員として委嘱することを予定しています。

次に、会議の運営については、規則にその詳細を定めています。

この委員会は、会長、副会長を置き、会長に委員会の運営をお願いすることとしています。また、この委員会は、会長が招集することとなっていますが、過半数のご出席がなければ、開催することができないという規定

がありますので、開催に当たりましては、事前に事務局より日程調整をさせていただきますので、ご協力お願いいたします。

そのほか、第3条には「会議の取扱い」について、第4条には「意見の聴取等」について、第5条には、「庶務」について規定しています。

なお、今回の委員会では、公募型協働事業提案制度について意見をいただきましたのち、庁内で再度検討したうえで、年明けに第2回目の委員会を開催し審議の後、制度を創設していきたいと考えております。

会長： 委員の皆さん方は臨時の職員ということですね。身分上は特別の公務員ということで。

事務局： そうということになります。

委員D： 今年度は、2回開催ということでよろしいですか。

事務局： そうです。

(2) 傍聴の取り扱いについて

会長： 次は、傍聴の取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、この委員会の傍聴につきまして、資料の7ページの「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。本市では、市民の参画と協働の推進と、市政の透明性・公平性の確保を目的として、この指針に基づき、審議会等の会議を公開しています。

第4条に「審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続及び遵守事項は会長が別に定める。」と規定しています。

9ページに「伊丹市参画協働推進委員会 傍聴要領（案）」をお示ししています。本案につきましては、事務局の方で作成したものですので、本日、この委員会でお諮りいただければと存じます。

それでは、傍聴要領（案）についてご説明します。

まず、第2条の「傍聴定員」についてですが、開催場所の規模に応じてその都度、決定させていただきたいと考えています。

次に、第3条の「傍聴の受付」についてですが、開場後から会議が開催される10分前までに行うことなどを規定しています。

次に、第4条は「傍聴することができない者」、第5条は「傍聴者の守るべき事項」について規定しています。

次に、第6条は「傍聴者への配付資料等」についての規定で、会長が傍聴に必要と認めたものを資料として配付することとしています。

次に、第7条は「傍聴者の退場」について規定しています。

最後に、第8条は「報道関係者の取扱い」についての規定で、報道関係者は、傍聴の定員外としています。

以上、簡単に事務局案をご説明しましたが、内容についてご検討いただきたいと存じます。

なお、次回以降の会議につきましては、委員会の開催及び傍聴に関するご案内を「広報伊丹」及び市のホームページに掲載したいと考えております。

会長： ありがとうございました。何かご質問・ご意見があればお願いします。傍聴の数の制限ですが、なるべく人数が入れる会場にしていきたいと思います。市外の方も傍聴出来るということでもいいですね。資料は、議事次第だけでは審議内容は分かりません。

委員D： 例えば、お隣の市は、配付ではなく、閲覧です。配付するだけだと持ち帰り可になるのではないかと。決定していない資料等もあるかと思います。

事務局： 途中案が成案として公表されたりしますと、混乱をまねくということもありますので、第6条のところに但し書きを追加し、会議終了後資料を返却するという形でいかがでしょうか。

会長： 国の委員会は会議資料をホームページで公表しているようです。

委員C： 宝塚市で総合計画を作ったときは、全てホームページにアップされていました。

委員D： 会議録に資料を添付するのですか。

会長： とりあえずは閲覧していただくとして、特に差し支えないものは持って帰っていただければいいかと思います。条例案が出てきたときなどは議論の中でかなり変わる可能性もありますので、誤解されたら困るなどの懸念があります。

事務局： よろしければ、基本的には会長とご相談させていただき、持ち帰ってもさしつかえのないものは持って帰ってもらうようにすればと思います。案件ごとに会長と調整するという形でいかがでしょうか。

委員A： どういう方が来られるか分からないので、慎重にしていいただければと思います。

事務局： 今ご指摘いただきました趣旨の規定を入れる方向で、会長と調整させていただければと思います。

会長： そういうことでよろしいでしょうか。

委員： （異議なし）

会長： ありがとうございます。委員会の特性上、傍聴者が多い方がいいと思いますので、市の広報も早めにしていただきたい。

事務局： 分かりました。

会長： では次に、会議録の取り扱いについての説明を、事務局よりお願いします。

(3) 会議録の取り扱いについて

事務局： それでは、この委員会の会議録の取り扱いについて、説明します。

「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条の規定により会議録を作成することとしています。第3項では、会議録に2名の出席委員が署名することを規定しています。こちらの規定に基づき、毎回、署名委員を2名、会長よりご指名いただき、内容をご確認の上、署名をお願いします。会議録の写しにつきましては、個人情報などの非公開情報を除き、公開することとしています。

以上、会議録の取り扱い案は以上の通りです。本日の会議録につきましても、出席委員2名のご署名が必要ですので、会長よりご指名をお願いします。

会長： 何かご意見はありますか。

委員D： 会議録はホームページに公開されないのですか。所掌事項の中に入るのですか。

事務局： 公開に関する指針第8条に「会議録の公開」について規定していますので、署名をいただいた後公開することになります。

会長： 会議録は、原案を全委員に確認いただくということによろしいか。

事務局： 署名委員に署名をいただく前に委員全員に会議録をお送りして、確認いただいた会議録に署名いただくという形でいいでしょうか。

会長： では、異議がなければそういたします。署名人を委員二人にお願いします。また、会議録は要旨を記するというところでご了承下さい。

～署名委員を指名～

それでは、本題の公募型協働事業提案制度の説明をお願いします。

(4) 公募型協働事業提案制度について

事務局： それでは、私の方から、伊丹市公募型協働事業提案制度についてご説明します。制度の説明に入ります前に、この制度を検討するに至った経緯について簡単にご説明します。

伊丹市では、平成23年度から平成32年度までのまちづくりの指針となる第5次伊丹市総合計画を策定しています。「みんなの夢 まちの魅力」ともにつくる「伊丹」を将来像に掲げ、基本方針としまして「参画と協働による市民自治」を掲げております。そして、協働のまちづくりを推進するために、協働の指針を策定することとしました。

協働の指針の策定につきましては「伊丹市協働の指針策定懇話会」及び

「関係庁内ワーキング会議」での議論を行い、パブリックコメントを経て、本年３月に「伊丹市協働の指針」を策定しました。

この指針では、協働のルールや、協働の形態とその領域、今後の取り組みなどについて定めています。

協働の指針に位置付けた今後の取り組みについて、その主なものとしては、まず、「協働を進めるための意識づくり、つながりづくり」として、今回の議題となっている「公募型協働事業提案制度の創設」を掲げています。

また、阪急伊丹駅ビル内に設置している「市民まちづくりプラザ」において、これまで行ってきた団体の活動・運営支援のほか、まちづくり推進課とともにコーディネート機能を担い、団体と市との連携を進めることとしました。

次に、「協働を支えるための基盤整備」として、今回、伊丹市参画協働推進委員会の設置を掲げたところです。

それでは、改めて、伊丹市公募型協働事業提案制度についてご説明します。お手元の資料の１１ページ資料６にお示ししております骨子案については、市役所の庁内に「協働推進庁内連絡会議」を設置し、議論を重ねてきました。この連絡会議は、政策や財政を担う部局と、実際に協働を中心的に担うであろう部局の課長級、１２名で構成しています。連絡会議で骨子案をまとめ、その後、全職員を対象に骨子案に対する意見聴取を実施し、今日に至っております。

それでは、まず、制度のイメージについて、１１ページ中央の図をご覧ください。

これまで、伊丹市では各団体がそれぞれ担当課と結びついて、さまざまな協働事業が実施されてきました。しかしながら、これまでの既存のやり方では、今後、今以上の広がりを見せることはなく、既存の事業のみに留まってしまうことが懸念されます。

今後公共サービスの領域が拡大し、個人の価値観がますます多様化、複雑化していくことが想定されます。さらに、急速に高齢化が進行しつつあり、これまでどおり、行政が市民のありとあらゆるニーズに対応することは難しくなっているのが現状です。そのため、これからは、行政と市民が、ともに公共サービスを担うことが必要とされ、その仕組みづくりが求められております。本市としては、この提案制度をつくることにより、団体の自由な発想に基づき、協働事業を提案する機会を十分に確保し、協働の機運を高めていきたいと考えています。

今回、この委員会でいただきますご意見を持ち帰り、庁内連絡会議にて再度、議論を重ねた上で、成案化していきたいと考えております。

それでは、具体的な制度の説明に移ります。

まず、提案出来る団体についてですが、6つの要件を掲げています。今回の事業の対象につきましては、団体と市との協働となっていますので、公益的な事業であることが前提となることを要件として設けています。

次に、12ページの対象事業についてですが、2種類の提案制度の創設を予定しています。

1つは、行政が事業を提示して市民にご応募いただく行政提案型と、市民の自由な発想で提案をいただく市民提案型とさせていただきます。

前段の①から⑤までについては、市との協働事業であることから、公益性や、総合計画との整合性などを掲げています。

次に、後段の①から⑤までにつきましては、事業の性質に関する制限を設けており、営利、政治活動などは、該当としないこととしています。

次に、事業の実施期間につきましては、募集年度の翌年度の1年間としています。

次に、事業経費の示し方については、行政から事業を提示する場合についてのみ、参考額を提示することとしています。

特に、現在、既に市で実施している事業を協働事業へ切り替えていく場合、これまでの予算額がベースになることが想定されることから提示することとしています。

次に、提案のプロセスについて、15ページ、16ページのフロー図の中でご説明します。

それでは、15ページの市民提案型協働事業について説明しますと、年度当初の4月から6月にかけて提案を募集いたします。まちづくり推進課が窓口となり、提案に向けた相談があった場合には、担当へつないでいきます。

担当課では、市と協働出来る事業であるか、または役割分担に関する協議などを行い、提案に向けた準備を進めていきます。

提案に向けた協議を経て、提案した後、政策担当部局によるローリングを実施します。このローリングというものは、政策室が毎年実施しているもので、新規施策に係る経費を事前に積み上げ、新規施策の全体の事業費の把握と施策の進捗管理を行うものです。

その後、この委員会において、費用、役割、効果などについて外部の視点から評価をいただくこととしています。

この委員会では、協働という視点で評価いただくこととしています。ですので、この委員会の認定イコール事業採択という結果ではなく、あくまでも事業実施の決定につきましては、通常の事業実施のプロセスを経ることとしました。

いくら良い提案であったとしても、予算的には限界があることや、市全体の施策の進捗状況から優先順位を付すこともあるので、財政部局の査定、市議会の議決を経て、事業実施を行うこととしています。

そのため、委員会で認定されたものが、事業実施されないというケースもあります。その場合には、行政として十分な説明責任を果たさなければならないと認識しています。

フロー図に戻りますと、議会の議決を持って事業実施が確定しましたら、翌年度の1年間の中で事業を実施していくこととなります。

最後に、評価についてですが、行政評価による評価を行うとともに、この委員会においても評価いただくことを予定しています。

次に、16ページの行政提案型協働事業についてご説明申し上げます。

行政提案型については、まず、庁内で募集するテーマを検討し、まちづくり推進課で取りまとめ、テーマに沿った提案の募集を行います。

提案を受けてから、事業実施・評価までの流れについては、先ほどご説明しました市民提案型協働事業と同様の流れです。

この制度につきましては、平成26年度に募集を行い平成27年度から実施することとしています。

その他の契約方法などの詳細については、今後、庁内の関係部署と調整のうえ、実施したいと考えております。

以上、伊丹市公募型協働事業提案制度の説明をさせていただきました。細かい部分でも結構ですので、委員各位の忌憚のないご意見をいただき、制度設計につなげていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

会長： ありがとうございました。全体像をつかんでいただけましたか。分りにくいところがあれば遠慮なく言って下さい。

委員D： 最初に確認していいですか。この事業は、今日決定するということでしょうか。

事務局： 今日頂いた意見を庁内会議にかけ再構築し、その後再度この委員会で審議いただき、成案化するという流れで考えています。

委員D： 行政提案型については、テーマを検討する期間が必要なので、4月からはこの制度が動くということを庁内に早い時点で知らせるということですね。

事務局： この制度に関する意見聴取は既に全職員に行っております。「こういうことをやっていきますよ。」「テーマ自体を考えておいてください。」と伝えていきますので、4月から実施しても問題がないと考えています。

会長： 既に動かれているということで、結構なことです。

委員A： 多分、まちづくり活動を活性化するための制度だと思うのですが、現状

の制度を教えてください。特に、市民の方から見てこういうのが無いから作るというのは分かるのですが、市の方から提案する仕組みは、現在あるのでしょうか。

事務局： 協働の指針に、これまでの例示ということで、環境事業を市民団体と共
にやるというものがあります。昆陽池の事業というのは莫大な費用がかかる
もので、地域の方と共に清掃を行っています。また、市の保健センター
と協働で、事業の段取り・啓発を地域の方に担っていただくといった事業
もあります。また、ゴーヤの苗を、保育所で管理・お世話していただく
ということもあります。

資料として行政評価結果報告書をお配りさせてもらっていますが、本市
では、全事務事業について行政評価を実施しています。既存事業につきま
しては、これを見て参考にさせていただきたいと思います。

更に、協働の指針には、こういった性質の事業が協働事業の対象になる
のかを示しています。これを元に役割分担がなされるということになって
います。団体側から提案いただきますが、行政の方も、職員から団体さん
への呼びかけをしていかなければならないと考えています。今後、事例研
究も行いながら、皆さんとともに意識を高めていきたいと考えております。

会長： 協働は、基本的に行政と市民団体とが連携して取り組み、市だけでやる
よりも効率的・効果的に目的を達成しようというものです。これまで自治
会と市、まちづくり協議会と市など、協働の事例がたくさんありますが、
伊丹市ではこれまで協働のルールがなかったので、昨年（平成 24 年度）
作られたのがこの協働の指針で、はじめて共通のルールができました。そ
の時の議論で、協働の事業の発端や進め方は結構あいまいでして、仕組み
がないまま進められたり、市民団体側から提案したくてもルールが決まっ
ていないから話が進まないということもありました。それをきちんとした
制度にしようというのが公募型協働事業提案制度です。

一つは、市民団体が自由なテーマで提案するもの、例えば、子育てをや
りたいけれども、場所がないというようなときに、協働で場所を確保しよ
うというようなもの。もう一つは、行政が提案するものですが、行政とし
ても市民の力を借りなければうまくやれないという事業に、市民団体から
良いアイデアがあれば行政と一緒にやっていきたいと思います。

事務局： イメージが中々難しいという意見がありましたが、伊丹市では児童遊園
などが 200 ほどあります。市役所内にはみどり公園課という部署があり、
ここだけで管理をしていくのは中々大変だということで、自治会などで公
園の管理をしていただくということがあります。低木が生い茂ってきた際
の手入れや、遊具のぐらつきを点検していただく部分を市民の方にやって
いただくなど、役割分担をしているところです。そのようなイメージをし

ていただいたら分かりやすいと思います。

会長： 中身の提案などがあれば出してもらいたい。

委員C： 細かいところですが、市民提案事業についても事業費だけでなく管理費も出るようになればと思います。また、市民グループが育つ仕組みなども作っていただければ、今後、行政の協働の相手方としてどんどん大きな事業を担っていけるようになるのかなと思います。

会長： 市民側も場合によっては人件費がかかりますね。例えば、自立支援事業の福祉で、24時間動くということになれば人件費なども出るのか、その管理業務に対しても管理経費も出るのか。私も他市でいろいろやっていますが、その点が問題になっているところです。ボランティアなのだから人件費は少なくてもいいと考えている自治体もあります。

事務局： 管理経費については、庁内会議でも議論が出ました。市民側から適正な額で提案（見積もり）いただくということになるのですが、どれだけの経費で、どれだけの効果が出るのかが問われることになり、管理経費自体を組み込まないというわけではありません。詳細につきましては協働に関わる関係者間の協議の中で決めます。その際に市が一方的に決めてしまうことのないように、透明性を高めてやっていきたいと考えています。

委員C： 伊丹市としての協働のイメージは、地縁団体となのかボランティア団体となのか、それとも法人格のある団体とやっていきたいのでしょうか。協働事業をやるのに、予算を組むほどの事業ではないものもあるのかなと。

事務局： 伊丹市の場合、地縁団体がたくさんありまして、自治体加入率も約80%あります。かといって地縁団体に特化した協働事業をするわけではありません。市民まちづくりプラザでは、NPOの設立支援をしていますし、これからも市民まちづくりプラザと両軸でやるということが協働の指針にも位置づけられています。伊丹市のイメージだと地縁団体が協働の相手方として思い浮かびやすいですが、そこに特化するというものではありません。これまでの協働は地縁団体とのものが多いという事実はありますが、それに囚われずやっていきたいと考えています。

委員D： フロー図では、この委員会の役割は認定審査とあります。決定ではないですが、協働にふさわしい事業だということを判断するわけですが、委員会で認定判断したあと、庁内審査で認定・不認定し、財政企画が査定するとあります。庁内審査があり、財政査定で予算的に不可だからやらないということになれば、委員会の役割は何なのでしょう。協働事業は最初から予算を伴うものばかりではないのです。協働をやりましょうという提案があってから、役割分担を決めていくので、1年目から予算がつかないケースもあると思います。他市の同様の委員会では市長の委嘱を受けているので、委員会の判断を市長に答申し、担当課と市民団体が協働の進め方を

話し合います。伊丹市では委員会の位置づけは何なのでしょう。

事務局： 財政でも協働の概念を持った上で査定するというので、協働の概念を覆すような査定をされることはないと思います。また、委員会は意味が無いということではなく、例えば、協働の団体ですでにうまくやっている所もありますが、役割分担について、市が団体の知らない間に進めてしまうということもありえます。事業の過程で、委員会で審議しながら、参画・協働を進めることは重要だと考えています。担当課と打ち合わせをした上で、認定された協働事業については、適切なプロセスを経て実施したいと考えています。

会長： 市民提案型の場合、担当課と調整されるとのことですが、他市を見ても担当課というのは、往々にして断りたいと考えがちです。そこでシャットアウトされるとなれば、多分提案は出ないだろうと思われれます。他市を見ても、最近提案の数が伸び悩んでいまして、市民団体が提案に二の足を踏んでしまうという問題があります。担当課も情報収集してもらうことが必要です。新しい課題で、行政が考えてなかった、だからうちの課は担当じゃないよということになれば、せっかくの提案が活かされなくなります。担当課を通っても、政策のローリングや財政で却下となると、委員会まで案が出てこない。そのような流れはいかがなものかと。

委員D： 市民側から提案するものは、行政がやるべきことでも十分にやれてないものや、ニッチ（市場・業界の隙間部分）な分野の事業が多く、担当課に持っていくと「やっている」と言われるわけです。協働制度というのは、実は庁内の協働でもあるのです。担当課は一つしかないのではなく、いろいろな課が関連してくる可能性があるわけです。この部分をシャットアウトしているのは、問題があると思います。

先ほど、査定についても言及しました。私は、行政のお金が動くプロセスとして査定は必要なことだと考えます。ただ、このような難しい仕組み図では提案を躊躇してしまうのではないかと思います。公募型提案事業の説明図も、もっとわかりやすいものにして市民が提案しやすいようにすべきです。「提案できる団体」と書いているが、行政提案については「応募できる団体」なわけだから、きちんとわけて書くべきかと思っています。

会長： 市の行政が取り組めていないが、本当に大事な事業がありますよね。例えば、児童虐待やDV、そういうのはNPOが最初に取り組んできた。市民からは先進的なアイデアが出ますし、それを行政としては汲み取らなければならない。担当課にしても、某市の事例では、ある程度協働が進めば、うちの課も加えてくれ、ということも出てくるわけです。多面的に事業が膨らむことも念頭においてもらえればと思います。

委員D： 骨子案に「市民満足度の高い事業を提供し」とありますが、NPOが担

う事業でその表現はふさわしくないと思います。児童虐待など、限られた人が利益を受ける事業でも、結果的に市民の満足度に寄与するものがあります。市民全体の満足度の高い事業なんてできないわけで、「市民全体が受ける」などの表現は入れない方がいいと思います。「夢のあるまちをつくるために制度をつくる」など、柔らかい表現にした方がいいのではないかと。先ほども言いましたが、市民提案と行政提案は分けて記載すべきです。

また、団体に関して、1行目に事業者と書いてありますが、次のページの対象事業に営利と書いてあるので、営利を目的とする事業と混乱するのではないかなと。提案者・応募者は事業者もありと理解してよろしいですね。

事務局：　そうです。事業者も協働の主体となりうると考えています。ただ、営利目的の事業を提案すべきでないという主旨で記載しています。

委員D：　11ページは、NPO法人に関する説明ですよね。事業者も対象としているなら、その説明も入れるべきですね。他の委員の質問にもありましたが、地縁団体にも提案してもらいたいのので、ここまで細かく規定しない方がいいのではないかと。

事務局：　補助金の規定にもこういった記載がありまして、同様にしています。

委員D：　厳しく書きすぎると応募がしんどいかなと思います。また、市内という表現ではなく、「伊丹市内」をきちんとつけないと。①は、伊丹市内に事務所を置いている、もしくは活動している団体と書くのはどうか。また、要件に「地縁団体も含む」など入れておいた方がいいのではないかと。複数の団体で応募する場合、単体の団体で応募できないからそうするわけだから、加わる団体全てが条件を満たしていないといけない必要性はあるのかなと。複数団体で構成する実行委員会等として、構成員と定款があればいいわけです。事業をする上で専門家が必要だから後で入ってもらう可能性もあります。

会長：　震災のときも、複数団体の連合で被災地支援に取り組んだ事例がありました。行政と協働しようとしたときに、複数団体とやることもよくあるでしょうし、コンソーシアム（共同体）として1年以上の実績がないといけないというのもきついのではないかと。

事務局：　「継続性の原則」から来ている要件なのですが、市と団体との協働でやっていくものは継続的にやってもらう前提で考えてきたものなので、団体の形態についてもさまざまということですので、ご指摘を受けた点を考慮して要件を考えたいと思います。

委員D：　応募要件が細かいので、本当に大事なことに絞った方がいい。また、「行政が事務局に参加していない団体」という要件は必要だと思います。他市

で議員が代表にいたり、行政に事務局を置いている団体が提案した事例がありました。結局プレゼンテーションで却下になりましたが、団体のプレゼンテーションの準備の過程も無駄になります。

会長： 協議の過程が結構あり、団体の概要はその過程で分かるわけです。基本的には事業をやる能力があるかどうか分かればよいので、それに見合った要件でいいのです。

委員D： ①、④、⑤の要件を除いた方がいいと思います。細かい要件は、応募書類の様式で書けばいいのではないかな。

事務局： 事務局を市でやっている団体は除外したほうがいいというご意見について、市が会計処理などをやっている団体ということだと思いますが、補助金の交付を受けている本来業務とは別で、事業を実施するということであれば、どうでしょうか。

委員D： そういう事例は、実行委員会形式で、その団体の名前でなくやればいいのかではないでしょうか。

会長： 12ページの対象事業のところですが、行政が事務を行っているというのは、労務の提供なわけで、地方公共団体からの補助金を受けているという要件に該当するわけです。地裁の判例にもあったし大変だと思いますが。

事務局： 分かりました。検討したいと思います。

委員D： 要件として、前提としているかと思いますが「伊丹市内で実施する事業」という記載が必要ではないか。もしくは「伊丹市民が主な担い手・参加者になる事業」という記載も必要ではないか。また、①、②、③と繰り返して書かれている。「市民団体と協働することでより効果が高まる事業」という書き方がいいのでは。最初から規定しない方がいい。関連して④の予算の見積もりも要らないと思います。総合計画に沿った施策や事業はいいのですが、「市の基本的方針」とかは総合計画と相まって分かりにくいので、要らないのでは。ホームページをチェックしている市民じゃないと分からないと思います。

会長： 営利を目的とする事業はだめですが、営利法人はかまわないと思う。ただ、社会的企業も参入する可能性があるので、「原則として」などの言葉をつけてもいいのではないですか。

委員D： ③の交流事業を対象としないのはなぜでしょうか。高齢者の人たちが家の外に出て交流することで孤独化の予防になる場合もある。サロンのようなものは禁止したいと言いたいのは分かるが、結局、審査時に公益性の高さなどで判断出来るわけなので、担当課ではアドバイスする程度でいいのではないかな。また、事業の実施期間も書かない方がいいのでは。1年で協働の成果が出るものなんてないと思う。助成事業の募集なら分かりますが。長期計画を計画書の中に書くべきだと思います。提案書に書いてもらえば済

むことだと思います。経費もその中で示せばいいのではないかな。

委員A： 初歩的な話なのですが、自治会も含まれるのですか。補助金をもらっている自治会などはどうなるのでしょうか。

事務局： 自治会の活動につきましては、団体補助金でなく、自治会が行った活動に対して補助していますので、問題ないと考えております。

会長： 慣例的な事業は好ましくないもので、できたら毎年事業を行う意義を考えていただくということで自治会もお考えいただければと思います。補助金は元々市民の税金ですから、透明性が大事です。

何かご質問などございますか。

委員B： 内容を一生懸命消化しています。

委員C： 団体は何回も手を挙げられるのか。

事務局： 協働が、団体と市と一緒にやっていくというものなので、継続を考えています。何年まで協働出来るという保障はしておりません。

委員C： 市民の方が、今行政がされている事業に対して一緒にやろうと手を挙げることはすごく難しいと思います。宝塚市の行政評価のシートの場合は、協働に見合う事業かどうかなどの書き方をしている。既に協働しているか、協働していないか等も書かれている。もし、可能であれば行政評価に当たってその項目も付け加えられれば、市民の方の提案を出しやすくなるのではないのでしょうか。

事務局： ただ、項目が既にかなりありますので、入れられるかどうかすぐには返答できませんが、今後、担当課と調整していきたいと思います。

会長： 検討していただければありがたいと思います。私の方からも、例えば市民提案型において、市民まちづくりプラザの役割はどうなるのか。提案内容について、そういうことは役所の範囲じゃないとか、こうすればうまく協働できそうだとか、そういう説明を市民まちづくりプラザでやれるのか。市民団体側が甘く考えて手を挙げてしまうことのないように、市民団体の力づけとして、学習会などを開いたり、細かい手続きなどの説明もした方がいいかと思います。

協働事業は提案された後、仕様書を作成し、契約を行います。そこが問題で、その時に行政の仕組みを押し付けるのではなく、「契約書」も協働型にしていだきたい。例えば、解約条項も、市は出来て、団体は出来ないなど、対等でなくて、ひどいものもある。事前払いや中間払いもあるだろうから、その点も考慮してもらいたい。そういうことも考慮しておかないと、実際動き出した時に手を挙げる団体がないということにもなりかねないので。

今日出た意見を元に、制度案をかなり練り直していただかなければならないと思うが、プロセスやそれぞれの役割をきちんと明確にしていく必要

があります。敷居を出来るだけ下げて、小さい協働事業を積み重ねていただきたい。地域の課題もその過程で発見されることもあると思います。

委員D： プレゼンテーションにいくまでのハードルは出来るだけない方がいいと思います。団体の提案をみんなに聞いてもらうまでは排除しない方がいいと思います。

会長： 行政からはやはり言いにくいですから、中間支援団体がそういうアドバイスができればと思います。

事務局： 「伊丹市協働の指針」にも市民まちづくりプラザの役割を掲げており、市役所と、指定管理者が担っている市民まちづくりプラザとの両軸でやっていくべきだろうという議論は今までもありました。市民まちづくりプラザに受け皿になってもらいたい。さまざまな団体に挑戦してもらえるような形でやっていきたいと思っていますので、職員の勉強会や、団体の勉強の機会も作りたいと思っています。委員の方にご協力していただくこともあるかと思いますが、よろしくお願いします。骨子案もどちらかと言えば行政的な視点で作っていたので、今日頂いた意見を勘案して市民の方が提案しやすい骨子案を作っていきたいと考えています。

会長： 修正案を見て、次回また考えていきたいと思います。

それでは、これをもちまして、第1回伊丹市参画協働推進委員会を終了させていただきます。遅くまでありがとうございました。

以上の通り、第一回伊丹市参画協働推進委員会会議録として確認します。

(以下、署名2名)